

奈良県告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和二年三月十一日現在の地番による。）
香芝市別所一三一番七及び一三二番五
- 二 申請者氏名 秋田工務店株式会社 代表取締役 田上博
- 三 申請者住所 橿原市小槻町二〇九番地の三
- 四 道路の幅員 四・五メートルから五・五〇メートルまで
- 五 道路の延長 三一・五二五メートル
- 六 指定年月日 令和二年三月十七日
- 七 指定番号 高土第三一〇四号